消防長交際費の支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、消防長(消防長代理としての消防次長、課長等を含む。)が、 消防本部を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費(以下「交際費」 という。)の適正かつ公正な支出を図るための基準について、必要な事項を定める ものとする。

(種別及び支出範囲)

- 第2条 交際費の種別及び支出範囲は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 会費 関係機関又は市消防行政に密接に関係のある各種団体の会議、総会等 に出席した場合に、自己負担としての会費相当額を支出する。
 - (2) 祝金 関係機関又は市消防行政に密接に関係のある各種団体の行事、式典等に際し、社会通念上妥当と認められる範囲内において支出する。
 - (3) 香典等 市消防行政に密接に関係のある者又は貢献のある者の死亡に際し、 別表に定める基準の範囲内において支出する。
 - (4) 見舞金 市消防行政に密接に関係のある者又は貢献のある者の病気、入院等の見舞い(7日以上の入院又は1か月以上の自宅療養を要する場合に限る)に際し、別表に定める基準の範囲内において支出する。
 - (5) 賛助金 市消防行政に特に関係の深い催し物に対し賛助する際に、社会通念 上妥当と認められる範囲内において支出する。
- 2 前項に規定するもののほか、消防長が特に必要と認める場合は、その都度決定して支出する。

(見直し)

第3条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附則

この基準は、平成30年 9月 1日から施行する。

別表

区分			香典	見舞金
消防委員	現職	本人	5千円	5千円
		配偶者・父母・子	5千円	
	元職	本人	5千円	5千円
近隣・関係自治体の消 防長	現職	本人	5千円	5千円
		配偶者・父母・子	5千円	
消防行政に密接に関係 のある団体の長	現職	本人	5千円	
上記のほか特に必要と認める者			上記基準を考慮し決定	

- ・元職については、原則として平成18年の市町村合併以降を対象とするが、その都度判断するものとする。
- ・「父母・子」は、同居の姻族を含む。